

東京都板橋区4歳・5歳児健康診査事務取扱要領

平成16年3月29日板橋区保健所長決定

1 目的

この取扱要領は、東京都板橋区乳幼児健康診査実施要綱(平成16年3月19日区長決定、以下「要綱」という。)に基づき、板橋区(以下「区」という。)が実施する4歳・5歳児健康診査(以下「4・5歳健診」という。)の事務取扱に関して細目事項を定め、この事業を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

2 対象者

原則として、区内に住所を有し、健診該当日に満4歳を超え満6歳に達さず、保育園及び幼稚園に通園していない幼児

3 健診の実施

(1) 周知方法

毎月「広報いたばし」に実施日を掲載する。

(2) 日程及び定員

健康福祉センター(以下「センター」という。)で実施にあたっての日程及び定員は、健康福祉センター所長(以下「センター所長」という。)が定める。

4 検査(指導)項目

要綱第6条第1号から第3号に定める健診内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状態
- (3) 皮膚の疾病の有無
- (4) 頭頸部の異常の有無
- (5) 顔面及び口腔の異常の有無
- (6) 眼の疾病及び異常の有無
- (7) 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- (8) 胸部及び腹部の異常の有無
- (9) そ径及び外陰部の異常の有無
- (10) 背部及び四肢の異常の有無
- (11) 運動障害の有無
- (12) 精神発達の状況
- (13) 言語障害の有無
- (14) 日常習慣の状況
- (15) 予防接種の実施状況
- (16) その他の疾病及び異常の有無

- (17) その他育児上問題となる事項
- (18) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

5 検査(指導)結果

(1) 指導

センターは、歯科及び対象者の心身の発達などに係わる結果を3歳児健康診査記録票及び母子健康手帳に記入するとともに、対象者の保護者に対し十分に指導及び助言を行うものとする。

(2) 精密健康診査の勧奨

センター所長は、健診の結果、精密健康診査が必要と認めるときは、対象者の保護者に対し精密健診の受診を勧奨するとともに、4歳・5歳児精密健康診査受診票(東京都板橋区4歳・5歳児精密健康診査事務取扱要領(平成16年3月29日板橋区保健所長決定)別記第1号様式)を交付する。

6 評価

センター所長は、4・5歳健診の検査項目、診察による所見、保健指導などを検討するとともに、同健診結果について評価し、今後の乳幼児の健康づくりに関する基礎的資料とする。

7 報告

センター所長は、4・5歳健診の実施結果及び要領6の結果について、保健所長に報告する。

付則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。